

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はデジタルを活用したまちづくりの推進体制に関する要綱（以下「推進体制要綱」という。）第18条の規定に基づき設置される、部会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は、浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム（以下「PF」という。）の活動を推進するため、特定事項の調査、研究等を行うことを目的とする。

(活動期間)

第3条 部会は、運営委員会（推進体制要綱第18条の規定に基づき設置される運営委員会をいう。以下同じ。）の下に設置し、活動期間は設置日から当該年度末とする。ただし、必要に応じ、年度を単位として活動期間を延長することができる。

(活動報告)

第4条 部会における特定事項の調査、研究等の内容、成果、進捗状況等については、適宜、運営委員会に対して報告を行う。

(部会メンバー)

第5条 部会の構成員（以下「部会メンバー」という。）は、次の各号に掲げる者のうちからPF会長が選任する。

- 一 推進体制要綱第18条第1項の会員のうち、当該調査、研究等の対象となる特定事項に関して知見を有する団体又は個人
- 二 浜松市その他の公的又は公共的団体の職員
- 三 当該調査、研究等の対象となる特定事項に関して専門的知見を有する者
- 四 前3号に掲げるもののほか、当該調査、研究等に必要な能力を有する者

2 必要に応じて、部会の会務を総括するため部会長1名を、部会長を補佐し事故があったときにその職務を代理するため副部会長1名を置くことができる。

3 部会メンバーは、いつでも部会を退会することができる。ただし、退会後も次条を遵守する。

4 部会メンバーは無報酬とする。ただし、第1項第3号又は第4号に掲げる者でこれにより難い場合は、別途協議する。

(秘密保持)

第6条 部会メンバーは、部会活動を通して知得した他の部会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、P F事務局が務める。

(要綱の制定改廃)

第8条 この要綱の制定改廃は市長が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。